

平成28年9月16日  
中国四国管区行政評価局

## 「有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告 ＜－広島県内の実態－＞

総務省では、有料老人ホームの入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査し、その結果に基づき、本日、厚生労働省に勧告を行いました。

中国四国管区行政評価局(局長:若林 成嘉)は、広島県内の実態を調査し、その結果が上記勧告に反映されましたので、主な例について公表します。

勧告及び結果報告書の全体版については、総務省のホームページに掲載されています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h28.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html)

### 【本件連絡先】

総務省中国四国管区行政評価局 第一部第2評価監視官室(高實)

電話:082-228-6214 FAX:082-228-4471

Email:cgk12@soumu.go.jp

## 1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

### 調査結果

### 該当する勧告

#### ◆未届施設の把握が不十分

- ・ 当省調査により都道府県等が把握していなかった未届施設を全国で97施設確認
- 未届施設の実態把握に当たり、地域包括支援センター等の関係機関と連携した能動的な取組が未実施（広島県、広島市を含む15/30都道府県等）・・・結果報告書P68
  - ※ なお、広島県は、旧高齢者専用賃貸住宅制度が廃止された際には、有料老人ホームの届出等が必要となる旨を各設置者等に個別に文書で複数回にわたり周知するなど、未届施設が発生することを未然に防止。・・・結果報告書P72～73
- 厚生労働省は未届の有料老人ホームに係るフォローアップ調査を実施しているが、都道府県等の具体的取組内容を未把握（広島県の例）・・・結果報告書P13、77

○地域包括支援センター等の関係機関との連携による未届施設の実態把握の徹底

#### ◆ 有料老人ホームの該当性を判断するための情報の入手が困難

- ・ 現状、有料老人ホームに該当する疑いがあるだけでは立入検査困難（←ケアマネージャー等の情報を活用する余地あり）
- 広島県内において、有料老人ホームとして特定できず、実態把握ができなかった事例あり

○ケアマネージャー等の情報を活用するなど、該当性の判断が行えるような取組方策の検討

## 2 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

### 調査結果

#### ◆都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

- 重要事項説明書の未公開（広島県、広島市を含む17/30都道府県等）
- 情報公開一覧表を未作成又は未公開（広島県、広島市を含む15/30都道府県等）

→限定的な内容での公開

・・・結果報告書 P 169

- ✓重要事項説明書は、施設の設備、サービス内容、職員体制、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたもの
- ✓情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を20項目にまとめたもの

### 該当する勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開

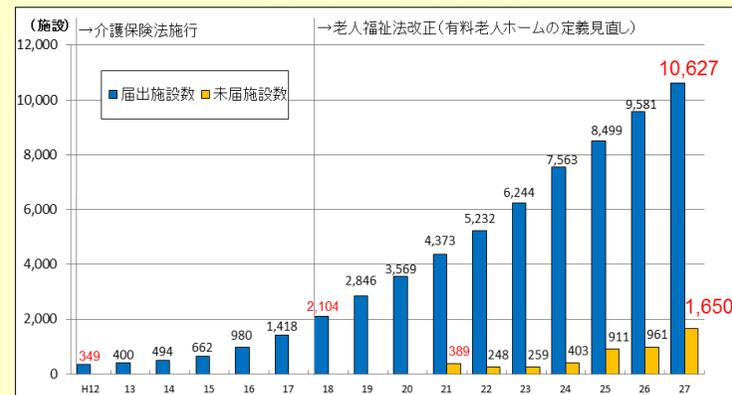
背景

- 単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加 (H10: 593万世帯→H25: 1,136万世帯)
- 介護保険法施行後、有料老人ホームは施設数、定員共に急増  
施設数は30.4倍 (H12: 349施設→H27: 10,627施設)、定員は11.5倍 (H12: 36,855人→H27: 422,612人)
- 一方、未届の施設も増加 (H21: 389施設→H27: 1,650施設)、その実態は未解明  
⇒ 未届施設を含む有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査

- <調査対象機関>
- ・ 160有料老人ホーム (79届出施設、32サービス付き高齢者向け住宅、49未届施設)
  - ・ 30都道府県等 (17都道府県、13市町村)
  - ・ 53地域包括支援センター (注)

(注) 市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施

有料老人ホームの施設数の推移



(注) 厚生労働省調べ

① 未届施設の把握・届出の促進

有料老人ホームの的確な把握

主な調査結果

- 未届施設の把握が不十分
- 未届施設に対する届出指導が不十分

主な勧告

- 関係機関との連携による実態把握の徹底
- ケアマネジャーから得られる情報の活用や介護保険担当部局との連携による届出促進

入居者・入居希望者の  
安心・安全の確保

② 指導監督の充実・強化

施設入居者の保護

主な調査結果

- 立入検査や事故報告が行われていないなど指導監督が不十分。指導監督体制もぜい弱

主な勧告

- 指導監督の効率的・効果的な実施、指導監督を補完する評価の仕組みの検討

③ 情報公開の促進

利用者の利便性の向上、施設の適切な選択

主な調査結果

- 都道府県等における各施設の重要事項説明書、情報開示一覧表の公開が不十分

主な勧告

- 重要事項説明書、情報開示一覧表の一体的な公開
- 公開方法の見直し(紙→インターネット)